

香川県無電柱化推進計画について

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化を推進していくため、今後5年間に優先的に取り組む箇所など無電柱化推進に関する方針を定めた「香川県無電柱化推進計画」を策定する。

2. 優先的に取り組む箇所の考え方

①防災

第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や市町の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、人口集中地区(DID)内にある防災拠点とのアクセス道路及び緊急輸送道路について、無電柱化を推進する。(国道11号、県道中徳三谷高松線など)

②安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。(県道丸亀詫間豊浜線・県道高松善通寺線など)

③景観形成・観光振興

良好な景観や住環境の形成、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の復興等に資する箇所については、幹線道路だけでなく、面的に整備を推進するとともに、香川県における主要観光地である栗林公園や琴平、直島などにおいて、無電柱化を推進する。(県道琴平停車場琴平公園線、県道高松港栗林公園線など)

無電柱化事例(琴平町)



香川県無電柱化推進計画について

香川県の国道・県道における無電柱化箇所図



凡 例

- : 整備済み
- : 整備中
- : 2027年度までに着手